

移動等円滑化取組計画書

住 所 東京都豊島区南池袋 1-16-15
事業者名 西武バス株式会社
代表者名 取締役社長 渡邊 一洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

車両や停留所のハード面の取り組みに加え、乗務員への車いすをご利用のお客さまの乗降対応や車いすの固定設備の使用方法の習熟、ならびに高齢者や障害者等への適切な対応を行うための教育訓練に取り組んでいく。
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	交通バリアフリーに基づき、車いすスペース低床（高さ約30cm）部分の拡大、車いす固定装置の改善ならびに足元スペースの拡張、反転式スロープの採用による作業時間の軽減、ベビーカー等も利用しやすいフリースペースの設置により輸送の安全面を確保することのできるノンステップバスをさらに導入する予定。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員等の操作等が必要な設備を用いた役務の提供	車いす固定用装置やスロープ等による必要な役務の提供を行えるよう、マニュアルを用いて社員の教育・訓練を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者手帳の代わりに専用のスマートフォンアプリを提示することにより割引を行うサービス	2019年7月1日よりスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」提示者に対して障害者手帳提示者と同様の割引運賃を適用しており、今後も利用者の利便性向上に努める。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者のお客さまとの情報共有	年に1回、三多摩肢体障害者協議会と懇談会を通じた情報共有を図っており、いただいた要望書への回答ならびに検討を行っている。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いす・ベビーカーご利用のお客さまへの対応及び乗降支援に関する教育訓練	入社後、定期的に運転士に対して行われる研修ならびに、営業所で全運転士を対象として定期的に行っている研修において体験型の訓練や教育に努める。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
走行中のバスのステップ形状のウェブサイト上への表示	お客さまがバスをご利用になる際に、ご利用になろうとするバス車両のステップの形状を事前に確認することができるよう、ウェブサイト上のバスロケーションシステムに当該車両がノンステップバスであるかどうかを表示する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

運行管理者へのユニバーサルマナー検定取得により、高齢者や障害者への基本的な向き合い方やお声がけ方法、多様な方々の心理状況を理解することで日々の運行管理やお客さまへの接遇改善、運転士教育に役立てる。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社のウェブサイト上に掲載する。

Ⅵ その他計画に関連する事項

- ・バス停留所の乗車位置への点字ブロックの設置に努めている。
- ・乗降口と停留所の隙間が小さくなるよう正着性の向上に努めている。
- ・行先方向幕のLED表示の改良（19色）を行った。

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。